

Nabeshima Labor Management



◇ 企業の人材確保・定着に役立つ 4つの認定制度について ◇

厚生労働省は、雇用管理の改善に取り組む事業主を支援する4つの認定制度を設けています。認定を取得すると、働きやすい職場環境の整備につながり、企業の魅力向上や人材確保・定着などに役立つとされています。今回はこの4つの認定制度を紹介します。

① えるぼし認定制度

女性活躍推進法

「女性活躍推進法」に基づく認定制度です。一般事業主行動計画の策定・届け出を行った事業主のうち、女性の活躍促進のため取り組みの実施状況が優良な企業が厚生労働大臣から「えるぼし認定企業」や「プラチナえるぼし認定企業」として認定されます。

●えるぼし認定制度のメリット



- 自社の商品、広告などに認定マークを使用できる
- 日本政策金融公庫から低利融資が受けられる
- 公共調達で加点評価が得られる

② くるみん認定制度

次世代育成支援対策推進法

「次世代育成支援対策推進法」に基づく認定制度です。一般事業主行動計画の策定・届け出を行った事業主のうち、計画に定めた目標を達成し、一定の基準を満たした企業が厚生労働大臣から「くるみん認定企業」「プラチナくるみん認定企業」「トライくるみん認定企業」として認定されます。不妊治療と仕事との両立支援に取り組む企業を認定する「プラス」認定制度もあります。

●くるみん認定制度のメリット



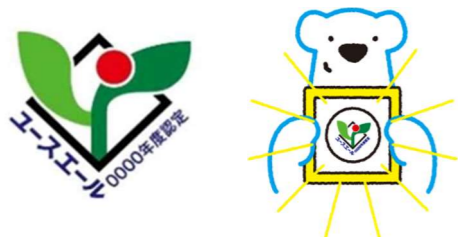
- 自社の商品、広告などに認定マークを使用できる
- くるみん助成金（300人以下の企業）が受けられる
- 日本政策金融公庫から低利融資が受けられる
- 公共調達で加点評価が得られる

③ ユースエール認定制度

若者雇用促進法

「若者雇用促進法」に基づく認定制度です。若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業が厚生労働大臣から「ユースエール認定企業」として認定されます。

●ユースエール認定制度のメリット



- ハローワーク等での重点的PRの実施
- 認定企業限定の就職面接会等に参加できる
- 自社の商品、広告などに認定マークを使用できる
- 日本政策金融公庫から低利融資が受けられる
- 公共調達で加点評価が得られる

④ もにす認定制度

障害者雇用促進法

「障害者雇用促進法」に基づく認定制度です。障害者の雇用の促進及び雇用の安定に関する取組の実施状況などが優良な中小事業主が厚生労働大臣から認定されます。

●もにす認定制度のメリット



- 自社の商品、広告などに認定マークを使用できる
- 厚生労働省等による周知広報の対象になる
- 日本政策金融公庫から低利融資が受けられる
- 公共調達で加点評価が得られる

事業者による障害のある人への「合理的配慮の提供」が義務化されます。(令和6年4月1日より)

(1) 「合理的配慮の提供」とは？

社会生活において提供されている設備やサービスなどは障害のない人には簡単に利用できる一方で、障害のある人にとっては利用が難しく、結果として障害のある人の活動を制限してしまっている場合があります。このような、障害のある人にとっての社会的なバリアについて、個々の場面で障害のある人から「社会的なバリアを取り除いてほしい」という意思が示された場合には、その実施に伴う負担が過重でない範囲で、バリアを取り除くために必要かつ合理的な対応をすることとされています。これを「合理的配慮の提供」といいます。

(2) 「過重でない」かどうかの判断は？

合理的配慮の提供が、各事業者にとって「過重な負担」かどうかの判断は、以下の要素などを考慮して、個別の事案ごとに具体的な場面や状況に応じて総合的・客観的に判断する必要があります。

- ① 事務・事業への影響の程度（事務・事業の目的・内容・機能を損なうか否か）
- ② 実現可能性の程度（物理的・技術的制約、人的・体制上の制約）
- ③ 費用・負担の程度
- ④ 事務・事業規模
- ⑤ 財政・財務状況

お知らせ

《筆者：山崎》

★労働保険料の年度更新

賃金台帳と工事台帳（建設業の方のみ）をもとに労働保険料の精算を行いますのでご協力をお願い致します。

★令和6年度の雇用保険料率

雇用保険料率は前年から変更ありません。

	労働者負担	事業主負担	雇用保険料率
一般	6/1,000	9.5/1,000	15.5/1,000
農林水産業：清酒製造業	7/1,000	10.5/1,000	17.5/1,000
建設業	7/1,000	11.5/1,000	18.5/1,000

★無期転換ルールの継続雇用の高齢者に関する特例の適用には申請が必要です。

1. 無期転換ルールとは？

有期労働契約が更新されて通算5年を超えたときは、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換できるルールです。

2. 継続雇用の高齢者の特例とは？

無期転換ルールの適用により、通常は、定年後引き続き雇用される有期雇用労働者についても無期転換申込権が発生しますが、有期雇用特別措置法により、適切な雇用管理に関する計画を作成し、都道府県労働局長の認定を受けた事業主の下で、定年に達した後、引き続いて雇用される有期雇用労働者（継続雇用の高齢者）については、無期転換申込権が発生しないとする特例が設けられています。特例の適用に当たり、事業主は本社・本店を管轄する都道府県労働局に認定申請を行う必要があります。

企業の経営者の皆様を全力投球で応援致します

社会保険労務士法人 鍋島事務所

〒321-0923 宇都宮市下栗町2750-2

TEL：028-635-9752 FAX：028-635-9298

ホームページ <http://www.nabeshima-sr.or.jp>

E-mail：nabeshima@nabeshima-sr.or.jp

